

釜ヶ崎夏祭り 報告

中十一回釜ヶ崎夏祭り実行委員会

実行委員

昭和五七年交中十一回釜ヶ崎夏祭り お 款之

茶屋南公園において八月十二日より八月十五

日、四日間に亘り毎日夕方から午後十時まで

、延べ数千人の労働者や子供婦人達が参加し

盛大に行われました。

今回、夏祭りの為、公園使用許可申請に天

王寺公園局に、釜日労働者議団の執行委員で同

時に夏祭り実行委員である  
君が行きま  
した際、同公園局の談では  
その数日前、西  
我警察署の刑事が地域の「  
アイリン・クリ  
ン作戦推進協議会」の役員・  
二名位を同行し  
アイリンにできたら使用許可  
しないでほしい  
い。もしやらせるなら、  
時間を守る田花火を  
こない②火をたかないとい  
う三条件の確約書  
をとつた上で許可証を出して  
ほしいと言っ  
て来た。この事があり、  
同公園局としては、  
三項目の誓約書を書いて  
もらうと、許可し

にくい、との事でありました。

当、実行委としては過去夏祭りにおいて、  
住民は喜びこそすれ、迷惑がかかつたなど、  
いう事は無いので、そんな誓約書を要求する  
警察権力の横暴に屈従するコトはでき無いの  
で誓約書を書かずに単に許可申請して結果を  
待った訳ですが、結局公園局は大阪市長名で  
申請通りに許可し、許可の条件に付則して、  
三項目を書いて来ました。

結局、冒頭に書いたよおに、子供達は花火

やその他色々の鑑し、労働者全体が期間中の  
可べでの企画を果しく行つてハスモオ大会  
のなひき・のじしまん、歌・おどり、盆踊り  
等々一無事終了した訳であります。

西成署は過去、色々な局面で、夜・労働者  
が集ると、騒動になる即ち、「沢山の労働者  
が謂集ひ、治安不法事態になる」という空文  
向を金科玉条の様になり回して日雇いの労働  
運動や地域活動を抑圧して来ました。ここは  
大体それか現況するのは殆んど、  
警察機動隊

の大量、退制介入の結果であつて、今回の夏祭りか完全に行われた事が警察側主張の根拠の薄さの証明と言へる。と考へます。

夏祭りは~~八月~~十一月間、夜十時まで行われ、来たものですかす、かり地域に宣着  
ここあります。